

2023 年 2 月号 (第 204 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 国際情勢を鑑みた中国半導体業界の現状—日本企業はどう対応すべきか
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部…… 1
- ◆ 「海南自由貿易港建設総体方案」にみる日系企業のビジネスチャンス
日本貿易振興機構 広州事務所 経済分析・企業支援部…………… 7

■ 経 済

- ◆ 2023 年の経済政策
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部……………11

■ 人民元レポート

- ◆ ゼロコロナ政策撤廃を受け、上昇基調に
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ……………14

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：新たな好機を捉え、新たな基準を満たす
—「税関高級認証企業基準」の認証モデルに対する統合と最適化
KPMG 中国……………17
- ◆ 法務：中国事業における広告法コンプライアンス上の注意点
金杜法律事務所……………23
- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部……………28

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部……………31

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 国際情勢を鑑みた中国半導体業界の現状—日本企業はどう対応すべきか

半導体サプライチェーン上の企業に甚大な影響を及ぼす事態をクリティカルイベントと定義し、中国の地政学的動向によるクリティカルイベントとして、「中国企業との技術競争激化」「中国生産の素材の調達難」「生産拠点の操業停止」「中国企業への販売制限」を想定する。クリティカルイベントに至るシナリオは「台湾有事」「米中デカップリング」「中国産業振興策」を評価する。

特集 「海南自由貿易港建設総体方案」にみる日系企業のビジネスチャンス

海南省は「中国のハワイ」とも呼ばれ、古くからリゾート地、一大観光地として発展してきた。そんな同省が、2020年に「海南自由貿易港建設総体方案」を発表し、観光業だけでなく、貿易の自由化を推し進めようとしている。また、企業誘致のためビジネス環境の改善に取り組み、優遇政策や事業支援をワンストップで提供するなど、日系企業へのサポートも強化している。

経済 2023年の経済政策

2022年12月、中国共産党指導部は中央経済工作会議を開催。閉会後には、党指導部による重要講話が公表され、2023年の経済運営方針が示された。経済運営のキーワードは、2022年に続き「安定（中国語：穩）」である。中国経済が景気の本格的な回復を実現するには、新型コロナウイルス感染症対策と経済社会発展のバランスがとれた、新たなコロナ対策枠組みの構築が不可欠である。

人民元レポート ゼロコロナ政策撤廃を受け、上昇基調に

中国人民元の対ドル相場は、6.92 台で取引開始。ゼロコロナ政策撤廃によって景気回復への期待が高まり、人民元は9日に6.75 台まで上昇した。21日からの春節休暇を挟み、30日の取引再開後の本稿執筆時点では、6.75 台で推移する。対円相場は、18.9 台で取引開始。月初は19 台半ばまで上昇。日銀金融政策の期待から18 台後半まで押され、本稿執筆時には、19.2 台で推移する。

スペシャリストの目 税務会計

新たな好機を捉え、新たな基準を満たす

—「税関高級認証企業基準」の認証モデルに対する統合と最適化

中国税関総署は2022年10月28日付けで第106号公告を公表し、新たに改定した「税関高級認証企業基準」を公布した。これにより、従来の基準を約65%削減して269項目から94項目に統合した。本稿では、法執行上の差異問題に焦点を当て、政策解釈の透明性を高め、企業の理解・把握・参照と実施をより便利にする。

スペシャリストの目 法務

中国事業における広告法コンプライアンス上の注意点

中国広告法は、1995年2月1日の施行以来、2015年、2018年及び2021年の計3回にわたり改正が行われた。この広告法の下、政府市場監督管理部門は、違法広告の調査・処分の職責を担い、近年、違反行為の摘発を積極的に行っている。本稿では、昨今、中国で事業展開する外資系企業が、遭遇しやすい広告法上の問題とコンプライアンス上の注意点について論じたい。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、2022年12月中旬から2023年1月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



国際情勢を鑑みた中国半導体業界の現状—日本企業はどう対応すべきか

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 グローバルコンサルティング部
 マネージャー 大原潤
 コンサルタント 木下了輔

1. はじめに

本稿は 2022 年 11 月 10 日に開催された「MUFG グローバル経営支援セミナー 国際情勢を鑑みた中国半導体業界の現状—日本企業はどう対応すべきか—」(以下、「セミナー」)を基に構成している。セミナーに参加した日本企業の意向も併せて確認することとしたい。

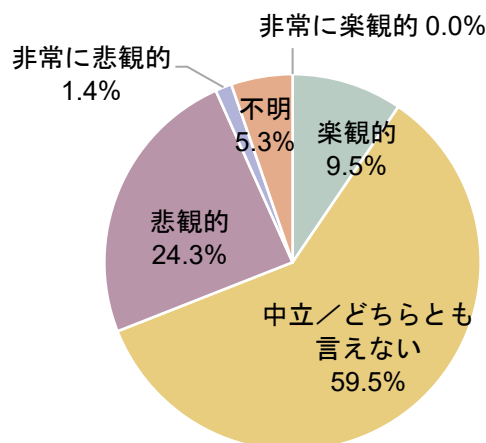
セミナー参加企業の 3 割近くが、半導体関連材料・部品を提供する企業であり、1 割が半導体メーカーであった(前・後工程合計)。半導体ユーザー企業の 16%と合わせると、半数以上は半導体サプライチェーンに属していた。

また、緊張感が高まる米中対立を背景に、セミナー参加企業の 8 割が「足元のマクロ経済状況を鑑みた、中国に対するビジネス環境への展望」を問う質問に対して「中立/どちらとも言えない」「悲観的」「非常に悲観的」と答えていた(図 1)。習近平国家主席の 3 期目続投決定や、台湾海峡における軍備増強・軍事演習、ゼロコロナ政策の転換などさまざまなニュースのほか、現地法人を有する企業であれば現地からのレポートなど、情報が過分にあり、都度惑わされて漠然とした不安から中国事業を積極的に検討できない企業も多いのではないだろうか。

こうした情報を個別にすべて気にするのではなく、自社への影響を正確に評価し、大量の情報の中で優劣を付けて情報収集し、対策を講じることが望ましい。

刻々と変化する国際情勢が中国を中心とした半導体業界にどのような影響を及ぼし日本企業はどのように対応すべきか、半導体サプライチェーンのたどるであろうシナリオを導出しつつ、代表的企業の対策事例を踏まえ明らかにしていく。

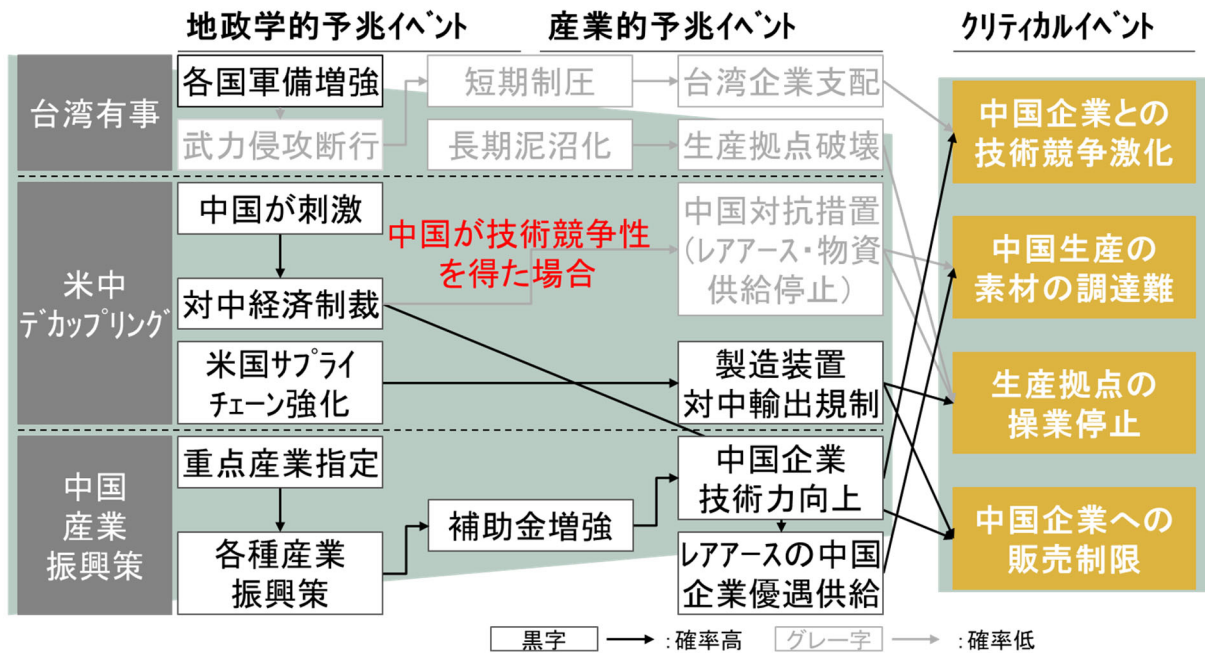
【図 1 足元のマクロ経済状況を鑑みた、中国に対するビジネス環境への展望】



(出所) MUFG グローバル経営支援セミナー (2022 年 11 月 10 日) 参加企業からのアンケートを基に、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (MURC) 作成

2. クリティカルイベントに至るシナリオ

【図2 半導体サプライチェーンにおけるクリティカルイベントとシナリオ】



(出所) MURC 作成

(1) 想定するクリティカルイベント

本稿では半導体サプライチェーン上の企業に、PL (損益計算書) や BS (貸借対照表) に影響が表れ得るような甚大な影響を及ぼす事態をクリティカルイベントと定義する。

中国の地政学的動向によるクリティカルイベントとして、「中国企業との技術競争激化」「中国生産の素材の調達難」「生産拠点の操業停止」「中国企業への販売制限」の4つを想定する。

「中国企業との技術競争激化」とは、中国企業の急速な技術的キャッチアップにより自社の製品の価格・技術的競争性が失われる事態だ。ミドル・ローエンド製品の価格競争激化や、ハイエンド製品など先端技術領域での中国企業との開発スピード競争などが生じ得る。中国は2015年「中国製造2025」を発表し国策として対象国内企業の技術革新の後押しをしていることが、日本企業にとっては脅威となると言える。

「中国生産の素材の調達難」は中国に依存した資源の供給が絶たれサプライチェーンが寸断される事態だ。シリコンやレアメタルなど中国が主産地になっている素材が対象となり得る。

「生産拠点の操業停止」は中国国内の後工程を中心とした生産拠点や、台湾の前工程などの生産機能が止まり、サプライチェーンが寸断される事態だ。

「中国企業への販売制限」は販売の制約によりサプライチェーンが寸断される事態だ。米国のIP (Intellectual Property: 知的所有権) 規制・技術流出防止措置では、米国IPが含まれる製造装置が米国から中国へ販売できないのみならず、域外適用により例えばオランダASMLが中国へ半導体製造装置を売れないといった事態も生じている。

(2) 3つのシナリオ

本稿ではクリティカルイベントに至るシナリオとして「台湾有事」「米中デカップリング」「中国産業振興策」の3つを評価する。

「台湾有事」のシナリオでは、各国が軍備増強などに努める侵攻以前の抑止段階が、武力侵攻により台湾制圧または戦線が泥沼化し長期化するような軍事侵攻段階に発展する可能性は低いと評価している。軍事侵攻段階に至るには「偶発的(可能性が低い)衝突が重なる必要があること、台湾の背後の米国との衝突によるコストが大きいこと、ウクライナ危機を踏まえ西側連合の支援を押し切る難しさが分かったこと等が理由として挙げられる。このため、中国による台湾企業接収による「中国企業との技術競争激化」や戦争による被害で「生産拠点の操業停止」といったクリティカルイベントに発展する可能性は低いと見る。一方で、米中双方の抑止力向上の観点での経済制裁は、次項の「米中デカップリング」に発展し得る。

「米中デカップリング」のシナリオでは、中国主導で「中国生産の素材の調達難」のクリティカルイベントに発展する可能性は低いと見る。例えば中国がレアアースの供給を止めると、米国産製品が生産困難になることで、中国が調達できなくなり、中国の国内経済に大きな影響を与えてしまうからである。米国と同水準の製品を中国国内で生産できる技術を得ない限りはこうしたアクションに踏み切らないとみられる。一方で、米国主導の経済制裁は現在進行形であり、米国IPを含む製造装置の対中輸出規制による中国「生産拠点の操業停止」や、経済制裁による「中国企業への販売制限」等のクリティカルイベントは十分生じ得る。

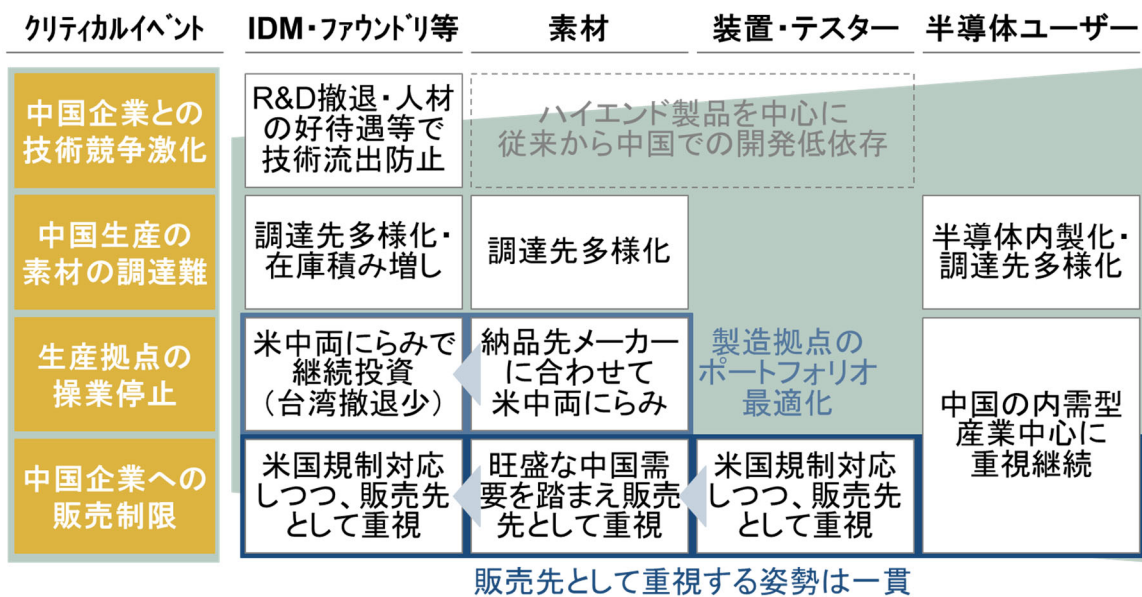
「中国産業振興策」のシナリオでは、中国が例えば半導体産業を重点産業として指定すると、政府が補助金など予算を用意し、それを狙って中国企業の技術力向上がスピードアップした結果、「中国企業との技術競争激化」や、重点産業の重要資源である戦略的物資を中国企業に優先供給することで、日本および諸外国への「中国生産の素材の調達難」といったクリティカルイベントが生じ得る。

(3) 半導体サプライチェーン企業の事例

では、半導体サプライチェーンに大きな影響を受ける日本企業はどのように対応をしていくべきだろうか。サプライチェーンにおけるプレイヤー、なかでもリーダー的存在の企業の事例および対策を紹介しながら、示唆を探していく。

サプライチェーン全体で俯瞰してみると、IDM (Integrated Device Manufacturer)・ファウンドリの動きに素材、装置・テスター、ユーザーの半導体サプライチェーン企業は追随する形となっている。これは、生産面ではIDMおよびファウンドリが半導体サプライチェーンのコアとなるためであり、彼らが米中両にらみで継続投資を行っているため、彼らを納品先とする素材メーカーもそれに合わせて米中両国への投資を行わざるを得ないことが背景となる。販売面でいうと、米国が近年力を入れる中国企業への輸出制限に対しては規制を遵守しつつ、中国市場を引き続き重視する動きになっており、こちらもIDM・ファウンドリの動きに追随する形と言えるだろう。総じてIDM・ファウンドリは「台湾有事」リスクや「米中デカップリング」を見据えて、サプライチェーンの維持を第一義として生産拠点の保全に取り組んでおり、これまで一極集中させてきた生産拠点を分散させる傾向にあると言える。TSMC (Taiwan Semiconductor Manufacturing Company) は本社の所在する台湾以外では中国に工場を構えていたが、近年になり米国や報道のとおり日本にも生産拠点を拡大してきた。分散先の選択にあたっては政府補助などさまざまなファクターがあるが、販売先との近接性も重視されているであろう。

【図3 半導体サプライチェーン上の企業対策動向】



(出所) MURC 作成

具体例として、IDMであるサムスン電子の事例を深掘りしていきたい。中国企業との技術競争激化の観点では、高度人材に高額な奨励金を支給している。また、調達面ではコバルト調達の二重化のため、コンゴ民主共和国（コンゴ）と供給契約を交渉しているとの報道もある。生産面でも同様の複線化を図っており、ベトナム北部などに製造工程の他国分散を進めている。一方で、市場としての中国は引き続き有望視しており、ファーウェイ（華為技術）傘下といえども、エンティティリストに記載された企業でなければ取引を継続し、現実的な対応をしている。

【図4 IDMの対策事例 | サムスン電子】

クリティカルイベント	対策事例
中国企業との技術競争激化	<ul style="list-style-type: none"> ■ メモリー事業部等の高度人材に対し、高額な奨励金を支給 ■ 韓国政府は人材DBを作成し、海外企業への流出を抑制
中国生産の素材の調達難	<ul style="list-style-type: none"> ■ グループ商社Samsung C&Tは、コンゴ鉱山にて電子部品素材であるコバルトの供給契約を交渉し、調達先確保を企図
生産拠点の操業停止	<ul style="list-style-type: none"> ■ ベトナム北部の工場で、2023年7月から半導体製造を開始。拠点の他国分散を推進
中国企業への販売制限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 米国エンティティリスト先への販売を停止する一方、華為から分離した別会社に半導体供給を継続する等、両にらみスタンス

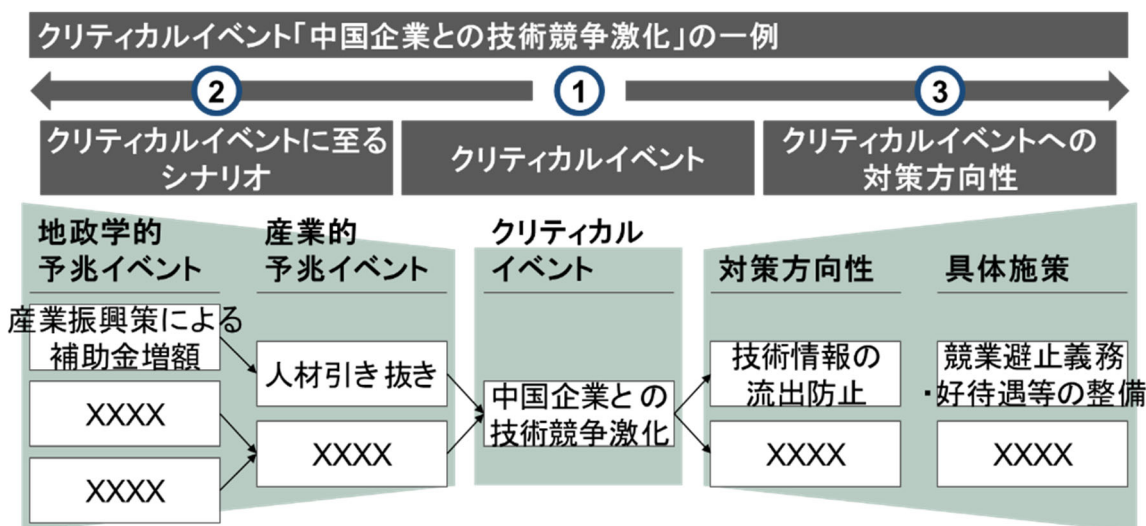
(出所) MURC 作成

(4) 地政学イベントと企業のサプライチェーンをつなぐシナリオプランニング

ちまたにあふれる地政学リスク情報に接し、自社への影響を正確に評価し、大量の情報の中で優劣を付けて情報収集し、企業の利益に悪影響を及ぼす可能性のあるクリティカルイベントを把握する。そのうえでシナリオ化し対策を講じることを半導体業界の例を取り上げて説明をしてきた。こうした一連の流れ、シナリオプランニングについて説明していく。

シナリオを描く手法としては、企業にとって致命的な影響を及ぼすクリティカルイベントを特定し、クリティカルイベントから遡って地政学的予兆イベントにたどり着くやり方がある。クリティカルイベントと地政学的予兆イベントの間には、いくつかの産業的予兆イベントが挟まることもあるだろう。図5にあるように、個別のイベントをXXXXに入れて並べ替え、企業にとっての影響シナリオを図式化してみる。こうすることで、「何を見ておくべきか」「何をコントロールすべきか」が、判断できる可能性がある。さらに、シナリオによる自社への影響度を勘案し、クリティカルイベントを起点に対策案を検討し、実装を進めることも可能となる。

【図5 シナリオプランニングの図式】



(注) クリティカルイベント: 該当企業のPL・BSに影響するイベント

(注) XXXXには、各社個別の予兆イベントや対策・施策等が入る。

(出所) MURC 作成

シナリオプランニングを実践した日系企業のケースとして、製造と販売のかなりの部分を中国で運営する半導体ユーザー企業の事例を挙げる。中国を中心としたサプライチェーンのリスクを抱えるこのメーカーは、エネルギー・労働力資源不足、国交関係悪化による名指し規制などにより、在中生産拠点の操業ができなくなることを懸念していた。そこでシナリオプランニング（競合企業へのヒアリングも含む）を行った結果、米国由来のIPを使用した製造装置・ソフトウェアの中国国内使用規制によって、致命的な影響をもたらすことが洗い出された。また、同様の使用規制が、中国企業への販売にも影響を与えることが分ったため、モニタリングや対策立案などの手立てを該当シナリオに対して重点的に講じていくことにした。

3. まとめ

中国に限らず、特にアジア地域等において事業展開している企業は、地政学リスクを深刻な問題として認識している。だが、セミナーのアンケート結果やセミナー参加者の話を聞く限りでは、目の前にある現実として捉えられている企業は、まだまだ少ないように感じられた。これらの事象を具体的に企業戦略と結びつけるには、数種類の道筋があるが、経営における論点と組み合わせることで個々の企業に合う経路の検討が可能であろう。

高まる対立に伴う「米中デカップリング」の進展は、半導体サプライチェーン企業の経営に2つの影響を与える。

1 つ目は、企業は、米国、中国の両国における経済圏に適合できる体制を整備し、原材料の調達や在庫確保などを円滑にするため、サプライチェーンを複線化する必要がある。経済合理性を後回しにすることから事業コストは増加するが、自社におけるグローバル事業を守るための必要経費として捉えたい。

2 つ目は、米国が取引禁止としている企業との取引が継続できなくなる。だが、これを逆手に取れば、禁止されていない中国企業との取引は継続できる。さらに、これまで以上に拡大していくことも可能であり、事業の成長には不可欠な戦略となり得る。国家からの規制については公表される情報を収集しつつも、広く競合他社の見解や運用実態を把握することで、自社事業収益を必要以上に棄損しない判断が可能となる。

緊張感が高まる米中対立を背景に、半導体サプライチェーンに属する企業の事業経営は、不確実性との向き合い方を洗練させることが不可欠となってきている。本稿で論じてきたように、深刻化しそうなリスクに備え、自社の事業に致命的な影響を及ぼすであろうサプライチェーン等におけるリスク要因の洗い出しと、それに対応可能なシナリオプランニングの実践をお勧めする。戦略の立案はもちろん、対策に係るコスト増についても株主や金融機関等のステークホルダーに正しく説明できることが、グローバルに展開する企業に求められる姿勢だと言えよう。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: jun-ohara@murc.jp r.kinoshita@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>



「海南自由貿易港建設総体方案」にみる日系企業のビジネスチャンス

日本貿易振興機構 広州事務所
 経済分析・企業支援部
 田中琳太郎

中国で最も南に位置する海南省は、「中国のハワイ」とも呼ばれ、古くからリゾート地として人気を博す、一大観光地として発展を遂げてきた。

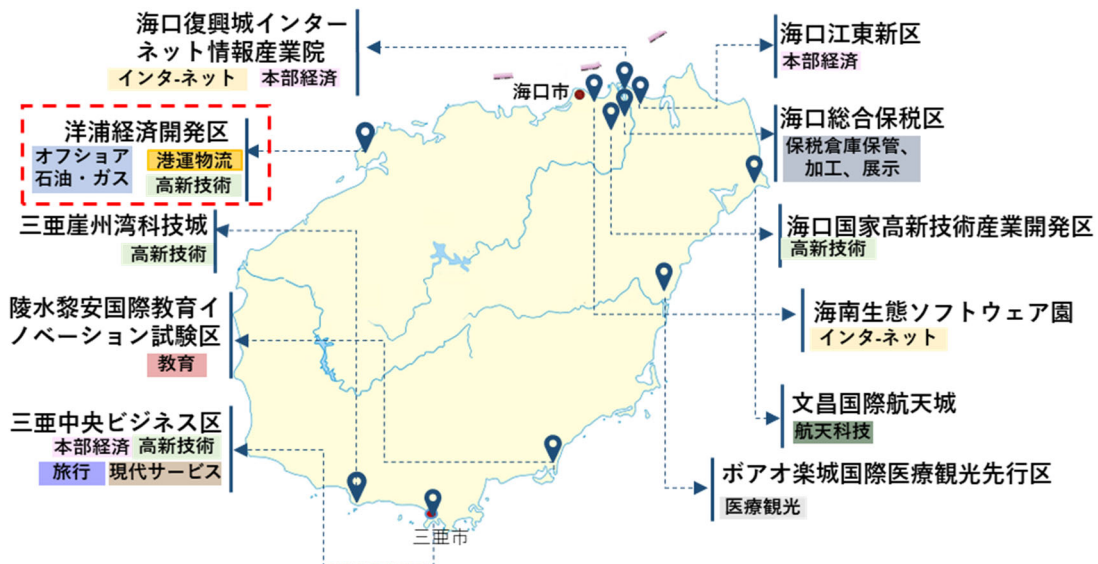
そんな同省では、2020 年に「海南自由貿易港建設総体方案」を発表し、観光業だけでなく、貿易の自由化を推し進めようとしている。

2025 年までに基本的な制度を完備

海南自由貿易港建設総体方案（以下、「総体方案」）では、2025 年、2035 年、2050 年のそれぞれの段階においての目標が示されている。総体方案では、「まずは 2025 年までに、貿易や投資の自由化・円滑化の促進を進め、基本的な制度を整備。その後、2035 年までに、さらなる開放政策を展開し、高水準の自由貿易港を実現。そして本世紀の中頃までに、強い国際的な影響力を備える自由貿易港を構築する」と述べられている。

総体方案で示された海南省で、今後、重点的に育成していく産業は 3 つある。これまで強みとしていた観光業に加え、それを補強するようなホテルなどの現代サービス業、そして新しい分野である先端技術や研究開発に重点を置いたハイレベル技術産業（ハイテク産業）である。海南省では 11 ある重点園區にそれぞれ 3 つの分野を割り当て、産業育成や企業誘致を進めている（図 1）。

【図 1：海南省の重点産業園區】



出所：中国自然資源部、海南自由貿易港の発表に基づきJETRO作成。

具体的な優遇策に関しては、企業所得税の減免や輸入時にかかる関税、消費税、増値税の免除などが中心だ。企業所得税に関しては、奨励類産業の企業に対し、税率 15% を上限とし、それを超え

る分を免除。さらに重点分野である観光業、現代サービス業、ハイテク産業に対しては、企業所得税を全て免除とする。また、個人所得税に関しても、ハイエンド人材や不足人材に対し、税率 15% を超える分を免除する。

海南省に輸入される製品に対しても、離島免税店で販売される製品に対してはゼロ関税。他の製品に関しても、リストで管理を行い、該当するものは輸入関税が免除となる。いずれも、2025 年以降はさらに緩和されていく見込みだ。

これらの優遇税率を見ても、香港やシンガポールを非常に意識した内容となっている(図 2)。いずれの税率も 2 地域よりも低く設定されており、将来的に海南省が香港やシンガポールに代わり、中国と東南アジアを結ぶハブとしての機能を持たせることが狙いと推測できる。

【図 2：海南省の優遇策と周辺地域との比較】

	海南自由貿易港	中国内陸 (自由貿易地域以外)	香港	シンガポール
企業所得税	①2025年まで：奨励類産業の企業の税率は15%、観光業・現代サービス業・ハイテク産業の企業に対して、 企業所得税を免除 する。 ②2035年まで：15%	0%~25%	0%~16.5%	0%~17%
個人所得税	①2025年まで：ハイエンド人材・不足人材の税率は最高15%。 ②2035年まで：納税年度内に海南における累計居住が満183日の個人に対して、その海南内を起源とする総合所得および経営所得の税率は、3%・10%・15%。	0%~45%の超過累進税率	0%~17%の超過累進税率	0%~22%の超過累進税率
関税	①離島免税商品に対しては ゼロ関税 。 ②それ以外の物品について、全島での税関の運営開始に先立ち、一部の輸入商品に対し、 輸入関税、輸入時点の増値税と消費税を免除 。全島での税関運営を開始し、簡易税制を実施した後は、輸入課税商品リスト以外の商品に対し、 輸入関税を免除 する。	制度によって減税・免税の物品以外は、関税が徴収され、税率は物品の価値・数量によって異なる。	酒、たばこ、炭化水素油、メチルアルコール以外の品目が関税ゼロ。	①FTZ(注)内には関税ゼロ。 ②FTZ以外の地域への輸入品について、アルコール類の8品目以外、関税ゼロ。
消費税		制度によって減税・免税の物品以外は、消費税が徴収され、税率は物品の価値・数量によって異なる。	なし	①FTZ内には消費税ゼロ。②FTZ以外の地域への輸入品について、アルコール製品、たばこ類、自動車、石油製品の4種類の588品目以外、消費税ゼロ。
増値税		①食糧、ガス、図書、農薬、農機具、音像製品と電子出版物、国務院が定めたその他の品物などの増値税税率は10%。②前記以外の輸入品の増値税税率は16%。	なし	①FTZ内には増値税ゼロ。②FTZ以外の地域への輸入品について、増値税税率は7%。

(注) Free Trade Zone (自由貿易地区)

(出所) 資料を基に執筆者作成

2021 年 6 月には、「海南自由貿易港法」が成立した。総体方案をベースとしながら、海南省に立法の自主権を与えるなど、自由貿易港の権限を強化。また、貿易・投資の利便性向上、人材の誘致・育成について、それぞれ規定が設けられている。

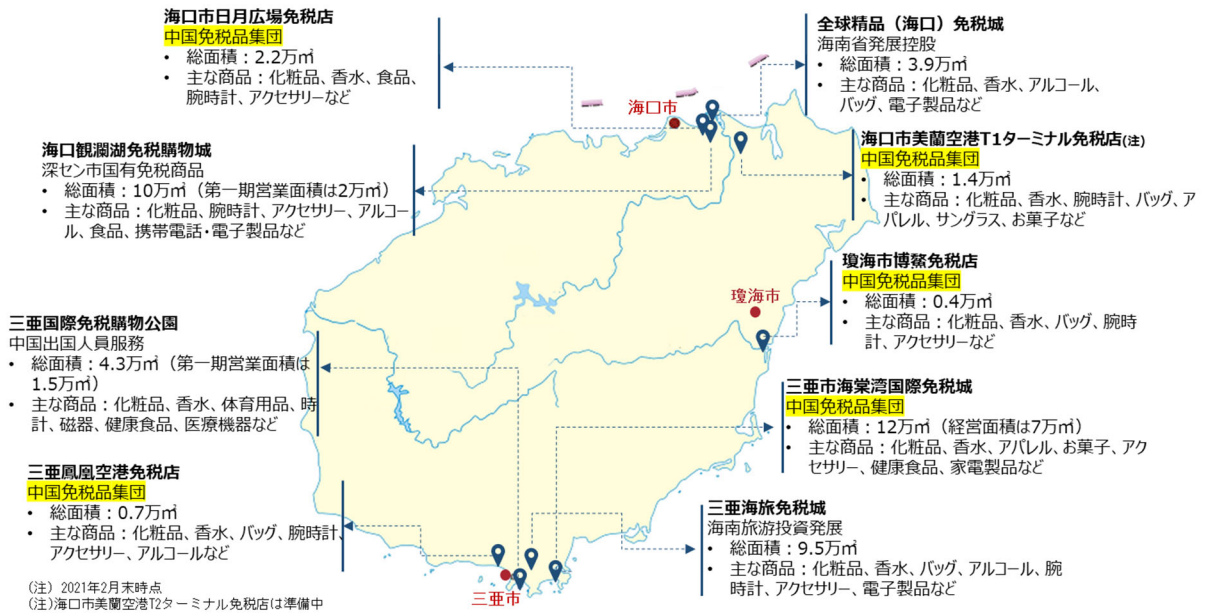
コロナにより消費が伸び悩み、新分野への投資誘致に力点

海南省の観光業においては、離島免税店が産業の柱となっている。省内には 2022 年 12 月時点で 12 カ所の免税店が運営されており、2025 年までには 20 カ所まで増やす目標が掲げられている。中国本土からの旅行者に対しては、1 人当たりの免税品購入上限金額が年間 10 万元 (約 190 万円、1 元 = 約 19 円) まで認められる。オンラインでの購入も対象となり、2020 年、2021 年と大きく売り上げを伸ばしている。また、毎年春には「中国国際消費品博覧会」を開催し、新たなブランド及びバイヤーの発掘を行っている。

他方で、2022 年は中国全土にて新型コロナが感染再拡大したことにより防疫措置が強化され、海南省での消費も伸び悩んだ。2022 年 1~11 月の社会消費品小売総額は前年同期比 8.6%減の 2,071 億 7,000 万元 (約 3 兆 9,800 億円、1 元 = 約 19 円) と前年同期比で大きく減少。1~11 月の観光客数も

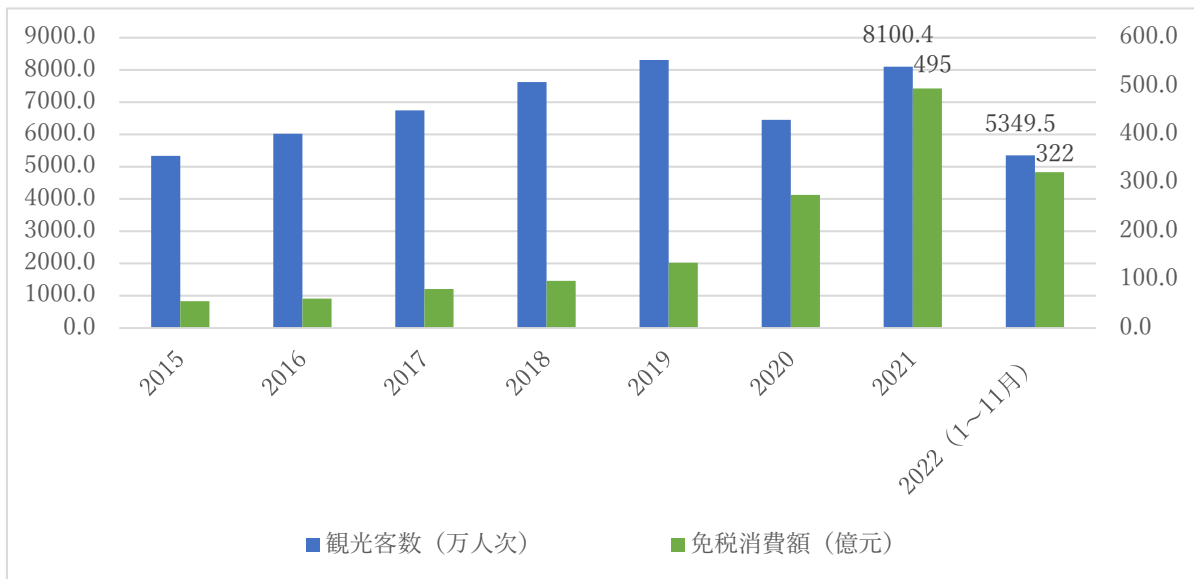
延べ 5,349 万人と、通年ペースでは 2021 年に及ばない (図 4)。中国全土において 2023 年 1 月 8 日から正式に防疫規制が緩和され、2023 年には再び伸びることが期待されている。

【図 3：海南省の主な免税店】



(出所) 海南經濟發展局の発表を基に執筆者作成

【図 4：海南省の観光客数と免税消費額の推移】



(出所) 資料を基に執筆者作成

その中で、海南省が特に最近、誘致に力を入れているのが、医療分野を始めとするハイエンド産業だ。ボアオ市に位置する重点園区である「ボアオ楽城医療先行区」では医療ツーリズムに力を入れており、中国本土で承認されていない医薬品や医療機器を先行で使用することができる。2022年7月には中国国際消費品博覧会に合わせて日本企業向けの投資誘致大会が開かれ、オンライン・オフラインで計 80 社以上の医薬品関連企業が参加した。日系企業では、ステラファーマが 2022 年 6 月に医薬品の供給を発表するなど、協力事例も出てきている。海南省側からは日本の医薬品及び医

療器具関連企業の投資に期待が寄せられており、今後、ビジネスチャンスが期待できる分野だといえる。

ビジネス環境改善も重視、日系企業へのサポートを強化

各種優遇策だけではなく、現地のビジネス環境の改善への取り組みも進んでいる。2021年6月に、海南省ビジネス環境最適化工作专班（作業専門グループ）は「2021年海南省ビジネス環境改善に関するサービスの利便性向上のための実施方案」（以下、「方案」）を発表した。方案では、世界銀行などのビジネス環境評価指標を参照し、事業設立、建設許可、電力の入手、契約執行、不動産登記など15分野で、政府サービスの利便性を高めることを掲げている。

2022年7月には「海南省企業向けサービス専門員制度の推進に関する通告」を発表し、各行政区に外資系企業向けのサービス専門員を配置するとともに、サービス保障チームを設立。企業へのヒアリングも定期的に行い、継続的にビジネス環境の改善を進めていくという。ここからも、海南省の企業誘致への本気度がうかがえる。特に日系企業への誘致活動を積極的に行っており、同7月には日本企業サービスセンターと日本企業ビルを海口市に設立。進出日系企業に対し、優遇政策や事業支援などをワンストップで提供している。

海南省が1つのステップとしている2025年まで、あと2年を切った。渡航規制が緩和されたことを受け、日系企業へのアプローチも今後、さらに積極的になっていくことが予想される。中国大陸と海外を結ぶハブとしての機能に期待がかかっている。

(執筆者連絡先)

日本貿易振興機構（ジェトロ） 広州事務所 経済分析・企業支援部 田中琳太郎

TEL: +86-20-8752-0060 (ex:131)

E-mail: Rintaro_Tanaka@jetro.go.jp



2023 年の経済政策

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 調査部
 研究員 丸山健太

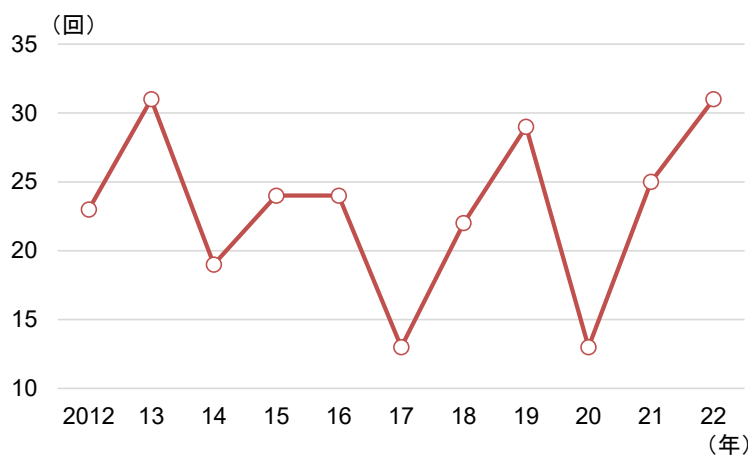
1. 2023 年も「安定」重視の政策運営

2022 年 12 月、中国共産党指導部は中央経済工作会議を開催した。同会議は、2023 年の経済運営方針を定める重要会議である。閉会後には、習近平総書記はじめ党指導部による重要講話が公表され、2023 年の経済運営方針が示された。

2023 年の経済運営のキーワードは、昨年 2022 年に続き「安定（中国語：稳）」である。重要講話のなかで「安定」は 31 回登場し、習政権下（2012 年～）では 2013 年と並び最多となった（図表 1）。

また、2023 年の経済運営方針として「成長の安定、雇用の安定、物価の安定」が強調された。2018 年から 2021 年まで使われた「6 つの安定（六稳）」に代わる新たな表現として注目される。「6 つの安定」は、雇用・金融・貿易・外資・投資・市場予測の安定を指したが、2023 年の経済運営方針でこれらは「成長の安定」に集約され、人々の社会生活と密接に関連する「雇用」と「物価」の安定を特に重視するように改められた。

図表 1. 中央経済工作会議の重要講話における「安定（中国語：稳）」の登場回数



(出所) 新華社報道より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2. 党指導部は 2023 年の景気に強気の姿勢

2022 年の経済動向について、党指導部は経済社会の安定の維持や、北京冬季オリンピック・パラリンピックの成功を誇った一方、需要の縮小、供給網への打撃、市場の期待後退という「三重の圧力」に直面し、景気回復の基礎は未だ堅固ではないとの認識を示した。それでも、中国経済の強靭さや高い潜在力、満ち足りた活力を背景に、2023 年の景気回復を見込んでいる。

中国政府直属のシンクタンクである中国社会科学院は、中央経済工作会議開催の直前に公表した『経済青書：2023 年中国経済の情勢分析と予測』で、2023 年の中国の経済成長率を 5.1%前後と予測した。中央経済工作会議の重要講話における「2023 年は回復」という表現は、こうした試算が背景にあるとみられる。一方、当社予測 (2022 年 12 月現在) は 4.5%成長であり、国際通貨基金 (IMF)

や世界銀行、経済協力開発機構 (OECD) も 4.3~4.6%を予測している。いずれも中国の公式見通しを下回る成長率予想であり、政府の見方は楽観的といえよう (※但し、IMF は世界経済見通し 2023 年 1 月改訂版において、中国の 2023 年経済成長率予測を 5.2%としている)。

3. コロナと不動産は景気下押し要因

当社や国際機関が 4%台の成長にとどまると予測しているのは、新型コロナウイルス感染症の拡大と不動産業の低迷が、2023 年も景気を下押しするとみているためである。一方、中国政府が 2023 年の景気回復を見込んでいることは、これらの要因にしっかりと対応しようという方針の裏返しとも理解できるが、中央経済工作会議の重要講話から、政府の具体的な対応策は読み取れない。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、2022 年の中国経済を大きく下押しした。2021 年末以降、感染力が強いオミクロン変異株が流行し、感染を徹底的に抑え込むゼロコロナ政策の下、2022 年 3 月の上海など各地でロックダウン措置を講じてきた。その副作用として、飲食や宿泊など接触型サービス業を中心に需要が減少したほか、製造業でも出社制限や物流停滞により生産活動が縮小した。

2022 年 11 月以降、各地でゼロコロナ政策の撤回を求めるデモが発生したことを受け、政府はゼロコロナ政策を大幅に緩和した※。中央経済工作会議の重要講話でも、感染症対策と経済社会の発展とのバランスをとり、時宜に応じた防疫措置の最適化を進める方針を明らかにした。また、医療提供体制を整備し、高齢者や基礎疾患を持つ人の感染対策を重点的に進め、健康維持と重症化予防に力を入れることを強調した。ただし、感染症対策に言及したのはわずか 90 字弱で、全体の文字数の 2%にも満たず、同会議で今後の感染症対策の具体的な方針を明確に打ち出すことはなかった。

不動産業の低迷は、不動産企業への融資総量規制など規制強化が背景にある。不動産業の付加価値 (GDP) は 2021 年 7~9 月期以降、足元までマイナス成長が続いている。不動産業は、波及効果を含めると GDP の約 2 割に影響する中国の基幹産業であり、不動産業の落ち込みは中国経済全体の減速の主な要因となった。

中央経済工作会議の重要講話では、2018 年からの「住宅は住むためのもので、投機の対象ではない」との定型句を維持、不動産規制の緩和を景気対策として活用したかつての姿勢を転換し、あくまで不動産市場の健全で緩やかな発展を確保する方針をあらためて示した。また、不動産業界が抱える債務不履行リスクが経済金融全体に波及するのを防ぐため、国有銀行などを通じた不動産企業の資金確保や、M&A (合併・買収) などを活用した業界再編などを進める構えも示された。すなわち、党指導部は不動産業の一段の悪化に歯止めをかけるものの、不動産を景気浮揚の道具として使うのは避けようとしている。

※中国国務院は、2022 年 12 月 7 日、公共交通機関利用時の PCR 検査陰性証明の提示を不要とするなど、10 項目から成るガイドライン、「新十条」を公表し、ゼロコロナ政策の大幅緩和に踏み切った。また、中国国家衛生健康委員会は、2022 年 12 月 26 日発布の「2022 年第 7 号公告」により、「新型コロナウイルス肺炎」の名称を「新型コロナウイルス感染症」へと改めた。さらに、2023 年 1 月 8 日から新型コロナウイルス感染症を「中華人民共和国国境衛生検疫法」で規定する検疫伝染病管理対象から外した。

4. 新たなコロナ対策の枠組みが不可欠

2023 年の経済運営方針として 5 つの重点政策が示された (図表 2)。このうち、景気の先行きに関連して特に重要なのが、個人消費中心の①国内需要の拡大である。2021 年の景気回復の牽引役だったインフラ投資と輸出が、2023 年については、いずれにも景気を牽引する役割は期待できないためである。

まず、インフラ投資は増加するものの、ペースの鈍化は避けられない。図表 2 - ⑤の通り、インフラ投資の主体である地方政府について、債務の増加抑制を目指しているため、投資の大幅な増加は見込めないことが背景にある。また、米欧経済がこれまでの金融引き締めの影響により減速が予

想されており、輸出も減少する公算が大きい。実際、中国の輸出は、すでに 2022 年 10、11 月と 2 カ月連続で前年割れとなった。

そこで、インフラ投資と輸出に代わる景気の牽引役として、個人消費に期待がかかる。中央経済工作会議の重要講話でも、家計所得を増加させ、住宅市場の改善、新エネルギー車や高齢者サービスなどの消費を支援する方針が示された。

何より、最大の消費促進策は、ゼロコロナ政策の緩和である。これまで中国の個人消費を抑制してきたゼロコロナ政策がはいよいよ緩和されたことで、景気の押し上げ要因として期待できることは確かであろう。

もっとも、コロナ対策については下記の 2 点に注意が必要である

第一に、今回の政策修正は見切り発車だった。新型コロナワクチン接種の普及や医療提供体制の整備をしっかりと進める前に政策を一気に緩和したため、感染が急拡大した。2022 年 12 月 25 日には、浙江省だけで 1 日の新規感染者数が 100 万人を超えたことが報告された。ゼロコロナ政策緩和前は、中国全土の感染者数が最多で 4 万人台だったことを考えると、異様なペースで感染が急拡大した。ゼロコロナ政策の緩和は社会混乱を招き、かえって個人消費を抑制させるリスクがある。

第二に、今後の感染症対策について、明確な方針が示されていない。今回のゼロコロナ政策緩和はあくまで運用面の修正にとどまり、2022 年 6 月末に出された感染予防対策ガイドラインを基本とする政策の基本姿勢は維持されたままである。すなわち、あくまでもゼロコロナ政策「緩和」であり「撤回」ではなかった。政策の不透明感が先行き不安を醸成し、長期的に個人消費を抑制する可能性も懸念される。

2023 年の中国経済が景気の本格的な回復を実現するためには、感染症対策と経済社会の発展のバランスがとれた、ゼロコロナ政策に代わる新たなコロナ対策の枠組みの構築が不可欠である。

図表 2. 中央経済工作会議で示された 2023 年の経済政策の方向性

重点政策	主な内容
① 国内需要の拡大に注力する	個人消費の回復と拡大を優先する 所得増加、新エネルギー車や高齢者サービスなどの消費を盛り上げる
② 現代化産業体系の構築を急ぐ	製造業産業チェーンを強化する デジタル経済を発展させ、プラットフォーム企業を支援する
③ 「2つの少しも揺るぐことなく」 を確実に実行する	国有企業の競争力を向上させる 民営経済・企業の発展を奨励、支援する
④ 外資の取り込みと利用に 一段と力を入れる	対外開放を進め、貿易・投資協力の質と水準を高める CPTPPなど高レベルの経済貿易協定への加入を積極的に進める
⑤ 重大な経済金融リスクを 有効に防ぐ	不動産市場の安定的な発展を確保する 地方政府の債務リスクを防止、解消し、債務増加を抑制する

(出所) 新華社報道より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: k.maruyama@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>



ゼロコロナ政策撤廃を受け、上昇基調に

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

1月のレビュー

中国人民幣元（以下、「人民幣」）の対ドル相場は、6.92 台で取引開始。ゼロコロナ政策撤廃によって中国の景気回復への期待が高まり、人民幣高地合いとなるなか、6 日の米雇用統計、米サプライマネジメント協会 (ISM) 非製造業景気指数によってドル安が一段と進んだことから、人民幣は9日に6.75 台まで上昇した。また、12日の米消費者物価指数 (CPI) が市場予想通り鈍化したことに加え、13日の米ミシガン大学調査で期待インフレ率の低下が示されたこと、春節休暇前で資金需要が高まるなかにあっても、中期貸出ファシリティ (MLF) を通じた中国人民銀行（以下、「人民銀」）の資金供給が市場予想比で小規模なものにとどまったことなどから、人民幣は6.68 台まで上値を伸ばした。もっとも、17日に公表された第4四半期の実質 GDP 成長率など、直近の主要経済指標が総じて弱い内容となったことで、人民幣は緩やかな下落基調に転じると、21日からの春節休暇を挟み、30日に取引を再開した後の本稿執筆時点では6.75 台で推移する (第1図)。

対円相場は、18.9 台で取引開始。月初は19 台半ばまで上昇したが、日銀金融政策の正常化期待から円高となり、18 台後半まで押された。18日の日銀金融政策決定会合では金融政策維持となり、急速に円安が進むなかで一時19.3 台まで上昇したものの、その後は反落。本稿執筆時点では19.2 台で推移する (第2図)。

第1図：人民幣対ドル相場
(日足、2023年1月31日11時まで)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：人民幣対円相場
(日足、2023年1月31日11時まで)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

期待が先行する中国の景気回復

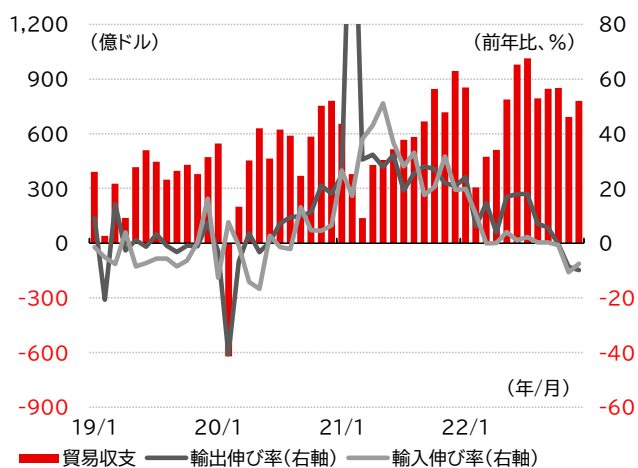
中国政府は2022年12月以降、新型コロナウイルス感染症対策の緩和を進め、現在は事実上、ゼロコロナ政策は撤廃されたと言える。春節休暇明けの1月30日に開催された政府の記者会見によると、足もとでは新型コロナウイルスの新たな変異株の発生は確認されず、感染状況が落ち着いて

いるという。

ただし、21 日から 27 日にかけての春節休暇では、人々の活動回復の動きに限界が見られた。海外の航空会社を中心に便数の回復が遅れていることもあり、春節期間中の入出境者数は延べ 288 万人と、コロナ禍前の 2019 年と比較すると 2 割程度に過ぎない。国内旅客数に関する政府統計を見ても、1 月 7 日から 29 日までの鉄道や航空機の利用者数は延べ 8 億 9,200 万人で、2019 年の半分程度の規模にとどまっている。ゼロコロナ政策が撤廃されて間もないことから、利用可能な旅客機などが不足していることなどが背景にあると考えられるが、人の移動は依然として回復途上にあると言えるだろう。

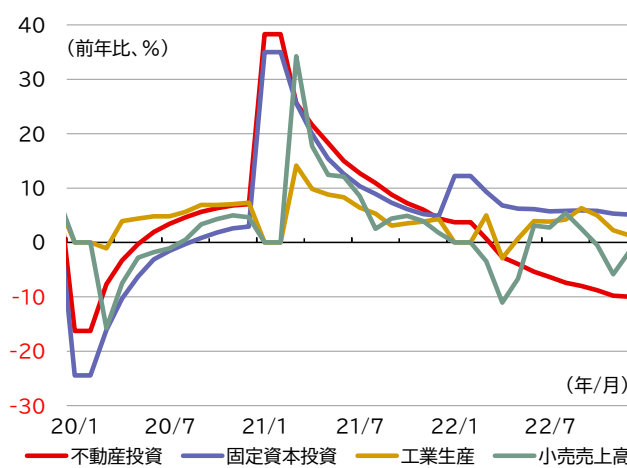
また、マクロ経済指標を見ても、春節休暇前に中国経済が置かれていた状況は厳しいものであり、先行き不透明感は強い。まず、コロナ禍で成長を牽引していた輸出は、2022 年 12 月には前年比▲9.9%と、3 ヶ月連続で前年比マイナスとなった。この先、米国や欧州の景気減速で輸出は一段と減少することが見込まれる (第 3 図)。また、不動産分野を中心に、国内経済の回復も弱い (第 4 図)。

第 3 図：貿易収支 (2022 年 12 月まで)



(資料) 中国海関総署より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 4 図：主要経済指標 (2022 年 12 月まで)



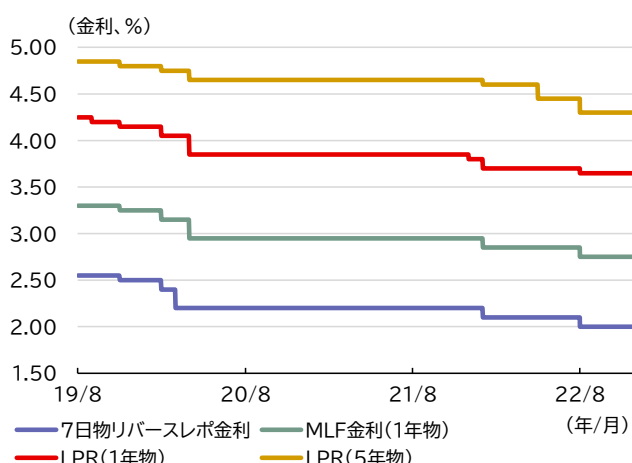
(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

政府、人民銀は景気を重視する姿勢を示す

もちろん、政府はすでに景気減速への対応を打ち出している。昨年 12 月の中央経済工作会議で示された今年の経済運営方針では、不動産市況の改善や内需拡大など、「景気支援」を明確にしている。たとえば、すでに昨年 11 月以降、国有銀行などに対して不動産企業への融資拡大を要請しているが、1 月 4 日には人民銀も不動産業向け金融支援の拡大を再確認している。これまでは不動産セクターの支援には慎重だっただけに、現状への危機感の高さが伺われる。

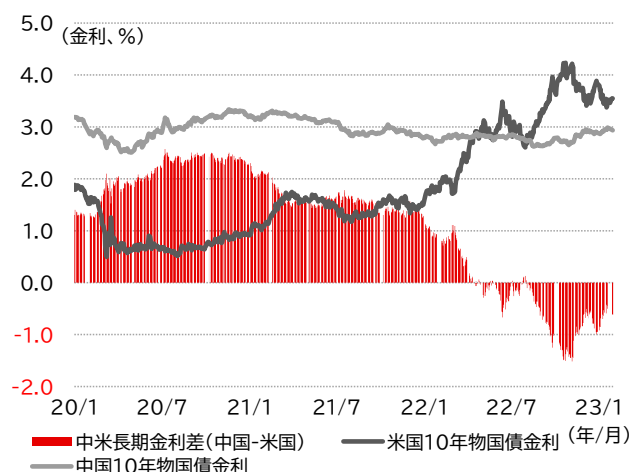
金融支援という点ではこの先、人民銀が、昨年 8 月以降据え置きとしている最優遇貸出金利 (LPR) の引き下げを検討する可能性がある (第 5 図)。12 月 CPI は前年比+1.8%と、人民銀の物価目標である「前年比+3.0%前後」を下回り、インフレは抑制されている。政府が消費者向けの価格転嫁を規制してきたことなどが奏功している面もあるが、足もとでは利下げ判断を促す材料となっていると言える。また、近い将来には FRB の利上げ停止も見込まれ、資金流出をもたらしていた米国優位の中米 (長期) 金利差が解消に向かっているという点でも、利下げに動きやすい環境になっていると言える (第 6 図)。なお、不動産市況の下支えが目的のひとつであれば、不動産ローンの基準金利である 5 年物 LPR の引き下げが検討されよう。もっとも、2 月は、春節休暇の影響で主要経済指標が公表されない。このため、人民銀はゼロコロナ政策撤廃後のマクロ経済動向の判断が公に説明可能となる 3 月以降に、利下げの可否を検討し始めると考えられる。

第5図：諸政策金利 (2023年1月まで)



(注) LPRは2019年8月以降、貸出金利の参照基準とされている。
 (資料) 人民銀より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：中米長期金利差 (2023年1月31日まで)



(資料) Refinitivより三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：FRBの金融政策方針に注目

一般に春節休暇が明けると、資金需要は減退する。外国為替市場における人民元調達ニーズも薄れることから、人民元高圧力は弱まりやすいと考えられる。一方で、2月初のFOMCでは、利上げペースの一段の減速が決まりそうだ。パウエル議長はインフレリスクを警戒したタカ派姿勢を維持するだろうが、急速な金融引き締めによる景気悪化が予想されるなか、FOMC後には、次回3月会合での利上げ停止を織り込む動きから、中米長期金利差が中国優位に推移する可能性が高いとみる。さらに、春節後の景気回復期待も対内証券投資の流入を後押しすることが期待され、人民元は上昇しやすい状況と言えよう。

ただし、春節休暇明け後の新型コロナ感染状況には、引き続き注意を払っておきたい。政府の景気回復を最優先する姿勢は明確であり、大規模な行動制限を再度実施する可能性は低いと考えられるが、この先、感染爆発が発生した際には、政府による行動規制強化によらない個々人の行動自粛などが、経済活動を停滞させる一定のリスクも残る。そうなれば、景気回復の期待が萎み、期待先行で上昇圧力のかかっていた人民元が急落することもあり得よう。

予想レンジ

	23年2月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
USD/CNY	6.500～7.000	6.350～6.850	6.250～6.750	6.150～6.650
CNY/JPY	18.3～19.7	18.2～19.6	18.1～19.5	18.0～19.4

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2023年1月31日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp



税務会計: 新たな好機を捉え、新たな基準を満たす —「税関高級認証企業基準」の認証モデルに対する統合と最適化

KPMG 中国
華中地区日系企業サービス
税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

中国税関総署は 2022 年 10 月 28 日付けで第 106 号公告を公表し、新たに改定した「税関高級認証企業基準」を公布することにより、従来の 269 項目の基準を約 65%削減し、94 項目に統合した。ここでは法執行上の差異問題に焦点を当て、政策解釈の透明性を高め、企業の理解・把握・参照と実施をより便利にする。しかし、新認証基準において、企業の基準適合に係る要件は緩和されていないため、輸出入企業はシームレスに移行できるよう、認証基準の変化に留意し、十分に準備を整える必要がある。AEO (Authorized Economic Operator : 認定事業者) 高級認証資格の新規申請又は継続的な適合により、通関利便化、共同奨励などの政策によるメリットを享受する。

背景:

2021 年 9 月 13 日公布、11 月 1 日施行された「中華人民共和國税関登録登記・届出企業信用管理弁法」(税関総署令第 251 号、以下「251 号令」) は、登録登記・届出企業の信用管理制度を大幅に調整し、認証企業の種類を削減し、一般認証企業の資格を廃止した。また、中国税関総署は「税関高級認証企業基準」(税関総署公告 2021 年第 88 号、以下「旧認証基準」) を同年 11 月 1 日に公布・施行し、「1 (共通基準) + N (個別基準)」の認証モデルを設定した。

税関総署は、旧認証基準による認証実施の実務経験を踏まえて、2022 年 10 月 28 日付けで「税関高級認証企業基準」(税関総署公告 2022 年第 106 号、以下「新認証基準」) を公布し、共通基準と個別基準において重複する内容を統合・最適化し、従来ある 8 つの個別基準を 1 つの個別基準に統一することにより、中国税関企業信用管理体制を更に最適化する。

新認証基準の改定に関する分析:

1. 認証クリアの要件

- ▶ 加点制のルールを廃止するものの、依然として「適合」「基本適合」「不適合」「対象外」で企業が各基準に適合するかどうかを判断する。
- ▶ 認証をクリアする要件に関しては、すべての認証結果に「不適合がない」という要件に加えて、「内部統制及び貿易安全の 2 つの基準において、個別基準項目における基本適合に該当する項目が 3 項目を超えない」という要件から、「共通基準における基本適合に該当する項目が 3 項目を超えず、個別基準における基本適合に該当する項目が 3 項目を超えない」に調整され、認証クリアの判断基準がより簡単かつ直接的なものとなる。また、旧認証基準では、実質上、「基本適合に該当する項目は最大 5 項目を超えない」ことを求めているのに対して、新認証基準では「基本適合に該当する項目は最大 6 項目を超えない」とされる。
- ▶ 付加基準の加点ルールを廃止したため、企業は今後、加点により認証をクリアすることができなくなる。

2. 共通基準の変更

新認証基準は依然として、「内部統制」「財務状況」「法令遵守規範」「貿易安全」という4つの分野に応じた基準ルールを設定し、実務において一部実行可能性の低い基準を削除した。これは主に以下の事情を勘案した結果である。1) 関連基準が普遍的に適用できるものではなく、実務においてほとんどの企業は関連状況に該当しない。2) 関連基準と企業の経営実態との整合性が取れず、経営管理に不必要な制約を課す可能性がある。例えば、「税関の要求に沿った特殊物品安全管理制度を確立し、規定に従って特殊物品の生産・使用・販売記録を保存する」「輸出入活動に関するプロセス管理制度を確立・実施する」「安全参入コントロール制度を確立し、輸出入貨物について安全参入要件の有無及び遵守状況の事前審査を実施し、貨物、産地、製造企業、荷受人・荷送人などが中国の安全参入要件を満たしていることを確保する」など。項目別基準の具体的な変更点は下記の通りである。

・ 内部統制基準

- ▶ 「内部組織構造」を「税関・企業間のコミュニケーションと連携」に統合・調整し、「税関とのコミュニケーションと連携のメカニズムを構築・実施する」という要件、及び「税関業務に関わる異常や不審な貨物伝票、又は違法、不審、不明な物品を特定した場合、適時に税関に報告する」という規定を新たに追加した。
- ▶ 項目別基準の「輸出入証憑」は、旧認証基準で対応する共通基準及び個別基準の関連条項を統合し、「禁止類製品のコンプライアンス審査制度を確立・実施する」という要件を新たに追加した。
- ▶ 項目別基準の「情報システム」も旧認証基準で対応する共通基準及び個別基準の関連条項を統合し、より具体的に「輸出入活動の主なプロセスがシステムにおいてそのプロセスを検索・追跡でき、関連する貨物フロー、証憑フロー、情報フローの相互確認ができる」という説明を明確にした。
- ▶ 項目別基準の「内部監査と改善」は、「税関企業認証基準に適合しない事項により、企業が継続的に認証企業基準に適合できなくなる場合、企業は自発的に適時に税関に報告しなければならない」という要件を新たに追加した。

・ 財務状況基準

新認証基準は、財務状況の基準適合要件を全体的に緩和した。

- ▶ 「資産負債比率が95%を超える」という不適合の基準に関しては、3年連続の該当から5年連続に緩和した。新設企業と新興業態の企業の発展をよりよくサポートするために、KPMG中国の通関業務チームは意見募集の段階で上記調整を提案した。
- ▶ 財務状況の適合基準に関しては、「会計事務所が発行した無限定適正意見の監査報告書の提出」という要件から、「会計事務所発行の監査報告書の提供」又は「税関ネットワークに接続した企業のERP（Enterprise Resource Planning：資源計画）システムにおける貸借対照表」という選択可能な要件に調整することにより、企業の監査報告書の未完成による認証の遅れなどを回避することができる。また、企業の負担を軽減するため、連続する3会計年度の財務状況の提出を「前会計年度」に調整した。
- ▶ 財務状況指標に「基本適合」の認定要件を新たに追加することで、「監査報告書に限定付適正意見が表明され、かつ5年連続で資産負債比率が95%を超えることがない場合」という要件によって、認証をクリアする難易度をある程度引き下げた。旧認証基準では、企業の監査報告書に限定付適正意見が表明された場合、財務状況指標については「不適合」と判断され、

企業はクリアできないと「一票否決」されていたが、新認証基準では財務状況指標が「基本適合」と判断されても、他の基準に対する適合状況を踏まえて総合的に審査・認定することができる。

• 法令遵守規範基準

新認証基準では、旧認証基準を基に一部の項目別基準の内容を改善した。

- ▶ 「法律法規の遵守」という項目別基準では、企業の法定代表者、主要責任者、財務責任者、通関業務責任者など関連管理者が故意の犯罪行為により刑事罰を受けたことに対する遡及期間を緩和し、従来の2年間から1年間に調整した。251号令の規定に基づき、関連条項、すなわち「企業が自主的に開示し、税関から警告を受けた、又は税関総署の所定金額以下の罰金を科された場合は、税関認定企業信用状況の記録に列記しない」という認定基準を引用した。
- ▶ 「管理要件」という項目別基準では、「2年以内にすべて税関の要求に従い保証金・保証状の延期や返却手続きを行っている」、「2年以内にすべて規定に従い税関に減税・免税対象貨物の使用状況を報告している」などの関連要件を削除した。税関の監督管理の重点に焦点をあてて、「危険物の虚偽申告・事実隠蔽申告、隠蔽・隠し持ちが特定・発見される」という「一票否決」事項を新たに追加し、輸出入企業が安全発展の理念を堅持するよう牽引する。
- ▶ 法令遵守規範基準は全体的に一部の規定違反事項に対する遡及期間を短縮した。例えば「税関に虚偽の情報を提供するか、又は事実を隠蔽すること」、「企業及び企業の法定代表者、主要責任者、財務責任者、通関業務責任者などの関係者が国家信用喪失共同懲戒リストに掲載されていないこと」など法令遵守規範事項に関して、管理要件の遡及期間を2年間から1年間に短縮する。

注目するポイントとして、新認証基準では、法令遵守規範に関しては依然として「一票否決」式の認定メカニズムを採用しており、すなわち法令遵守規範においては「適合」と「不適合」の二択しかなく、企業が基準のいずれかの要件に該当しない場合、個別基準の「不適合」と判定され、全体的にAEO高級認証をクリアできなくなる。

• 貿易安全基準

新認証基準では、旧認証基準を基に一部の項目別基準の内容を改善した。

- ▶ 「場所の安全」を「経営場所の安全」に調整し、シェアードオフィスやシェアード園區などの状況に関する認定基準をある程度緩和し、共用エリアに対して一般的な管理措置を実施するだけで十分となる。
- ▶ 旧認証基準における共通基準と個別基準の関連規定を吸収・統合し、人員の安全、貨物・物品の安全、輸送機器の安全、ビジネスパートナーの安全など項目別基準を設定し、全体的により実務にフィットし、ほとんどの企業の生産経営の実情に即した規定となる。
- ▶ 世界税関機構(WCO)の「国際貿易の安全確保及び円滑化のための枠組み」における最新の変更点に照らし合わせて、「コンテナ」、「ビジネスパートナー」などの項目で対応する解釈を追加し、企業の解釈の違いを回避する。
- ▶ 旧認証基準における「税関業務研修」「情報の安全」「安全研修」などに係る内容を統合し、「税関業務と貿易安全研修」に調整する。

3. 個別基準の変更

新認証基準は、企業種類別で個別基準を設定するという従来の方法に代わり、「信用+」という管理理念を堅持し、信用管理を他の税関監督管理措置と効果的に組み合わせた。基準内容は保税、衛生検疫、動植物検疫、食品、商品検査、通関代行、速達便運営、物流輸送、越境 EC (電子商取引) プラットフォーム、対外貿易総合サービスなど 10 の業務分野にわたり、企業の経営範囲に応じて設定し、企業の実情により即して、基準の運用可能性を向上させる。すなわち、企業は自社の事業範囲に応じて対応する認証要件を遵守するだけでよく、企業の種類に係る矛盾を考慮する必要がなくなる。

具体的には、個別基準において、輸出入食品事業を展開する企業を対象に「輸出製品について、1 年以内に海外で安全衛生上の問題が報告され、調査の結果、当該品質安全問題が企業自体に起因することが確認された製品が 2 ロットを超えない」という管理要件を新たに追加した。越境 EC プラットフォーム事業を展開する企業を対象に「プラットフォームで販売される商品が越境 EC の関連規制要件を満たしているかどうかの審査制度の確立・実施」という管理要件を新たに追加し、監督管理のシナジー効果を更に反映する。

提案：

中国税関が企業信用管理分類を AEO 制度に調整した 2014 年以降、信用管理方法に係る政策の継続的な変更及び実践に伴い、税関はこれまで高級認証基準を 3 回更新してきた。今回の改定では、従来の 269 項目の基準を約 65%削減の 94 項目に最適化・統合し、徐々に企業から集中的に反映される法執行上の差異問題に焦点を当て、継続的にフォールトトレランス (耐障害性) 体制を整備し、企業の合法的権益を保障するとともに、認証企業の達成感を更に向上させる。

しかし、新認証基準では項目数が減少したものの、企業に対する要件は引き下げずに、一部の分野では認証の要件を大幅に強化した部分もある。これまでの税関による AEO 認証の法執行実践及び筆者による企業の認証実務支援の経験を踏まえて、関連する輸出入企業には、認証基準の変更を適時に把握し、以下の分野の管理強化に注力されるよう提案する。

1. 通関業務コンプライアンスへの重視度を継続的に向上させる

通関業務コンプライアンスの重要性を、企業の法定代表者、主要責任者、財務責任者、通関業務責任者などの上級管理職に周知させ、会社全体が通関業務管理を重視するよう指導する。特に、研修、内部監査の是正などの分野において、役割分担を明確にし、積極的に参加させることにより、輸出入に関する各種法規定を熟知し、企業コンプライアンス管理の実務を把握できるようにする。

2. 法令遵守規範管理に重点を置いて注目する

新認証基準では、法令遵守状況の指標に関しては依然として「一票否決」認定メカニズムを採用しており、すなわち「不適合」の項目があってはならない。このため、下記のことを留意されるよう提案する。

- ▶ 税関リスクの自己検査・是正体制を構築する。 税関の監督管理規定に違反したことにより行政処罰を受ける可能性のある状況に対して、企業は事前に回避するか、又はリスクを特定した後適時に自主的に開示する必要があり、自主的开示に係る政策のメリットを享受するとともに信用格付けへの影響を回避することもできる。

- ▶ 通関申告書の税務関連要素の申告規範問題に留意する。 現行の「規範申告目録」の要件によると、申告要素における「分類要素（制作又は保存方法、含有量、成分など）」及び「価格要素（包装仕様、ブランドなど）」などは、すべて税務関連要素となるため、企業はこれらの情報が正確であることを確認し、如実に申告しなければならない。
- ▶ 税関の法執行に積極的に協力する。 日常管理において、信用格付けに直接影響を及ぼすことを回避する必要がある。税関に対して虚偽の情報を提供したり事実を隠蔽したりする行為、税関の法執行への協力を拒否する行為、通関申告書などの輸出入証憑及び輸出入に直接関わるその他の書類を移転、隠匿、改ざん、破棄する行為などがあってはならない。
- ▶ 高リスク商品の管理を重視する。 新認証基準では、「危険物など税関が重点的に注目する高リスク商品の虚偽申告・事実隠蔽申告、隠蔽・隠し持ちが特定・発見された」という「一票否決」事項を新たに追加し、企業に対して類似する商品の輸出入コンプライアンス管理への重視を促している。

3. 情報システムの相互接続・連携レベルを向上させる

筆者のこれまでの経験によると、多くの企業のERPシステムは輸出入業務と完全に相互接続・連携できていない。輸出入活動の主なプロセスがシステムでその全プロセスを検索・追跡できない。関連する貨物フロー、証憑フロー、情報フローを相互確認できない。ひいては通関業務システムが形骸化し、日常の運用において有効な管理の役割を果たしていないこともある。新認証基準では、システムの相互接続・連携に対してより厳格な要件を提示しており、企業に情報システムの全プロセス管理の強化、特に輸出入業務と他の業務の関連管理システムとの相互接続・連携を重視するよう促している。

4. ビジネスパートナーの選択基準を慎重に評価する

新認証基準では、「ビジネスパートナーが税関高級認証企業である場合、企業は当該ビジネスパートナーに対して本基準の実施を免除できる」という要件を引き継いだ。すなわち、高い資質を持つビジネスパートナーを選択することにより、自社とビジネスパートナーの安全リスク及び作業量を最小限に抑えることができる。ビジネスパートナーが税関認証企業ではない場合、企業は認証基準に従って適格なビジネスパートナーを選定する責任と使命を負わなければならない。企業のサプライヤーコントロールと管理に新たな課題をもたらすこととなる。

5. 輸出入業務に係る内部監査業務に適切に取り組む

輸出入業務に係る内部監査業務は、財務監査とは異なり、主に「ヘルスチェック式」輸出入コンプライアンス監査と「適合性」のAEO認証基準の分析監査を含んでおり、前者は輸出入に関連する活動が法令遵守とコンプライアンス遵守しているかどうかにかぎ重きを置き、後者は企業の経営管理がAEO認証基準に適合しているかどうかにかぎ重きを置いている。近年、税関は企業の内部監査に対する要求をより全面的かつ緻密に定め、新認証基準では、企業が輸出入活動及び高級認証企業基準の継続的な適合に係る内部監査を毎年実施し、内部監査の過程と結果を完全に記録することを明確に要求している。既にAEO認証資格を取得した企業には、新認証基準の変更に従って社内の見直し作業を適時に実施するとともに、輸出入に係る内部監査をより一層重視し、さらに多くのリソースを投入して内部監査業務の実施を強化し、必要に応じて第三者専門機関からの支援も検討されるよう提案する。

中国の全面的信用システムの構築を背景に、税関は企業管理について「法令遵守行為に利便を図り、信用喪失行為を懲戒する」という管理方針を強調している。今回公布された税関の新認証基準に関しては、認証企業には内部統制と自社に対する監督管理を強化し、情報システムの構築と整備を通じて輸出入業務のコンプライアンス管理を実現する。同時に、年度内部監査の機会を十分に活用して問題を適時に特定し、税関に自主的に開示することにより、税関信用格付けを維持されるよう提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel: +86-21-2212-3678 E-mail: jie.xu@kpmg.com



法務: 中国事業における広告法コンプライアンス上の注意点

金杜法律事務所 (King&Wood Mallesons)
 パートナー弁護士
 中国政法大学大学院 特任教授
 劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

中国広告法は、1995 年 2 月 1 日の施行以来、2015 年、2018 年及び 2021 年の計 3 回にわたり改正が行われた。この広告法の下、国家市場監督管理総局など政府の市場監督管理部門は、広告の監督管理機関として違法広告の調査・処分の職責を担い、近年、違反行為の摘発を積極的に行っている。インターネットで公表されている情報 (Wolters Kluwer の法律関連データベース) によると、2020 年及び 2021 年の処罰件数はいずれも約 2.5 万件に達し、日系企業が対象となった事例も見受けられる。広告法違反で処罰されると、過料の金銭的負担のみならず、インターネット上の大々的な報道によるレピュテーション (評判) への影響も懸念される。それらを回避するためにも、本稿では、中国における広告宣伝が持つ独特の注意点や、中国で事業展開する外資系企業が遭遇しやすい広告法上の問題、あるいはコンプライアンス上の注意点について論ずるものとした。

II 中国の領土の完全性に関わる不適切な表現

広告法第 9 条 (4 号) によると、「広告は、国家の尊厳又は利益を害し、国の秘密を漏洩してはならない」とされている。しかし、近年、中国の領土の完全性に関わる不適切な表現を広告に用いたとして処罰されるケースがしばしば見受けられ、例えば次のような事例がある。

- ①外資系企業の A 社は、その公式サイトにおける「当社の親会社は世界十数カ国において〇〇の拠点を設けている」との紹介文に、台湾を 1 カ国として掲載していた。市場監督管理部門は、その掲載期間が 1 年以上に及んだこと及び違反の情状が重大であったことに鑑み、A 社を広告法に定める過料の上限である 100 万人民元 (約 2,000 万円) に処した。
- ②外資系小売企業の B 社は、海外から仕入れた商品に「原産国: 台湾」と記されたラベルを付して販売した。その後、同社は、その商品の販売を中止し、ラベル付きの包装も廃棄したが、市場監督管理部門により 20 万人民元の過料に処された。また、報道の影響でレピュテーションや業績の悪化も招いた。
- ③外資系企業の C 社は、パンフレットやチラシに使用した中国地図が規範的でなく、台湾・南海諸島が中国領として完全に反映されておらず、国境線が不正確であるとして、市場監督管理部門により 70 万人民元の過料に処された。

これらの事例のように、ウェブサイト、ラベル、パンフレットなど各種の広告において中国領土の完全性に関わる不適切な記載をすると、処罰の対象となりうる。他方、規範的でない地図の使用については、広告法のみならず、「地図管理条例」等の地図に特化した法令に基づき、政府の自然資源部門によって処罰されることが考えられ、実際にそのような事例もあった。

リスク軽減のため、外資系企業は、事業を展開する国・地域、関連会社、商品の原産国などの表記が中国領土の完全性の観点から問題とならないよう工夫する必要がある。また、地図の使用に際しては、中国で出版された地図や、中国の関係政府機関が公表した地図をそのまま用いるのが無難であるが、宣伝上の必要により自ら作成・加工する場合には、「地図管理条例」に基づいて、政府の自然資源部門による審査を受けなければならないことに注意すべきである。

III 絶対的な用語の使用

広告法第9条(3号)は、いわゆる絶対的な用語、すなわち「国家レベル」、「最高レベル」、「最善」等の文言を広告に用いることを禁止している。また、近年の処罰事例をみると、同号が明確に列挙する文言のみならず、「トップクラス」、「第一ブランド」、「世界レベル」、「純天然」、「100%安全」等も、絶対的な用語として処罰されるリスクがある。

しかし、絶対的な用語であっても、その一切の使用が禁止されるわけではなく、旧国家工商総局広告司において編集・刊行した書籍『広告法釈義』は、「広告の内容、具体的な文脈に基づいて、使用を禁止すべき絶対的な用語か否かを総合的に判断するよう注意しなければならない」と指摘している。また、一部地域の市場監督管理部門が公布した法執行ガイドライン¹も、絶対的な用語の認定方法を定めている。これらのことから、例えば次のような場合には、ケースバイケースの検討・判断が必要になるとはいえ、広告法が禁止する絶対的な用語に該当しないと解釈する余地も存在しうる。

- ①同一のブランドや同一の企業内部の製品に関する説明に用いる場合。例えば、自社の最新製品、同一ブランド内の最高機能車種など。
- ②企業の経営理念や目標を表現する場合。例えば、「顧客第一」など。
- ③定着した用語の一部として用いる場合。例えば「スーパーリーグ」など。
- ④業界の一定の基準に基づく等級を表現する場合。例えばワインや茶葉等の製品について、一般に認められている品質等級を説明する場合。
- ⑤時間的な順序を表現するために「封切り」「初の製品」などの文言を用いる場合や、数量を表現するために「独占代理(専属代理店)」などの文言を用いる場合。

なお、最近、これを国レベルで立法化する動きが見受けられ、国家市場監督管理総局が2022年12月7日に公布した「広告の絶対的な用語に関する法執行ガイドライン(意見募集稿)」は、これらと類似する絶対的な用語に該当しない状況を定めるものとしている。その一方で、これらの場合に該当するとしても、広告の真実性に関する立証責任は広告を行う主体が負うとされているため、依然としてこの点に注意を要する。

¹ 例えば、2017年に当時の上海市工商行政管理局が公布した「一部広告の審査要求の再説明に関する審査提示」などが挙げられる。

IV 虚偽広告

広告法第 28 条は、「虚偽又は誤解を招く内容により消費者を欺き、誤導する広告」を「虚偽広告」と定め、次の事由のいずれかに該当すれば虚偽広告が成立するとの具体的な基準も列挙している。

- ①商品又はサービスが存在しないこと。
- ②商品の性能、機能、生産地、用途、品質、規格、成分、価格、生産者、有効期限、販売状況、受賞歴等の情報、又はサービスの内容、提供者、形式、品質、価格、販売状況、受賞歴等の情報、並びに商品又はサービスに関する承諾内容等の情報が実際の状況と合致せず、購買行為に実質的な影響を及ぼしたこと。
- ③虚構、偽造又は検証不能の科学研究成果、統計資料、調査結果、要約、引用文等の情報を用いて証明資料としたこと。
- ④商品の使用又はサービスの享受の効果が架空のものであること。
- ⑤その他、虚偽の又は誤解を招く内容により消費者を欺いたり、誤認させた場合。

このうち④の基準により、化粧品等の一部商品の広告は、効果を捏造したものと認定されるリスクが大いに考えられる。実際のケースでも、美白・シミ取りの成分が含まれていないにもかかわらず、そのような効果があると宣伝し、あるいは「数日で肌が再生する」との広告を行った大手化粧品企業が虚偽広告を理由に処罰されている。

また、虚偽広告は、広告法のみならず、不正競争防止法上の虚偽宣伝として処罰されるリスクもある。例えば、国外のある大手免税店企業が、中国の越境 EC プラットフォームにおいて、「ウイルス飛沫を防止しウイルスを分解する」効果があると宣伝してマスクの販売をしていたものの、それは通常のマスクで、「ウイルス分解」の効果を肯定しうる科学上の証拠の不存在が判明したという事案があった。この事案において、市場監督管理部門は、その行為が新型コロナウイルスの流行初期に行われたという点も鑑み、不正競争防止法が禁止する「虚偽の又は誤解を招く商業宣伝」が成立するとして、当該企業を処罰した。この「虚偽の又は誤解を招く商業宣伝」について、不正競争防止法第 20 条は、同時に虚偽広告も成立する場合には、広告法に基づいて処罰すると定めているが、法執行の実務におけるこれら両法の適用には、曖昧な部分もある。広告法に基づく処罰では、原則として広告費用を基準に過料が計算されるのに対し、不正競争防止法に基づく処罰は、軽減事由等がない限り、20 万人民元が過料の下限とされており、いずれに基づく処罰のほうが高額な過料となるかは、個別具体的な状況による。

V 比較広告

比較広告とは、法令における明確な定義はないが、一般に、自社の商品・サービスと競合他社のそれとを比較して、自社の商品・サービスの特徴・長所を強調する方法で行われる広告をいう。

広告法第 16 条は、医療・薬品・医療機器に関する比較広告を禁じ、これらの広告においては、他の医療・薬品・医療機器との機能又は安全面の比較、他の医療機関との比較などを行ってはならないと定めている。それ以外の分野であれば比較広告は一般に禁じられていないが、「広告は、他の生産経営者の商品又はサービスを誹謗中傷してはならない」と定める広告法第 13 条の遵守が求められる。これに違反した処罰事例として、ある会社がインターネット店舗で自社の販売する掃除機の宣伝をした際に、特定の他社商品との比較は行わなかったが、「伝統的な手持ち掃除機」を貶める文句を用いた比較広告を行ったとして、現地の市場監督管理部門により過料に処された事件があった。

なお、不正競争防止法第 11 条にも、いわゆる商業誹謗を禁止する規定があり、「事業者は、虚偽の又は誤解を招く情報を捏造し、流布することにより、競合他社の商業上の信用、商品の評価を害

してはならない」と定められている。それゆえ、不適切な比較広告はこの規定にも抵触し、不正競争防止法に基づいて処罰されることもありうる。

いずれにせよ、比較広告のリスクを軽減するためには、競合他社の具体的な商品・サービスとの直接的な比較を行うことはせず、客観的な真実に基づく内容をもって比較を行うものとし、他の商品・サービスを貶しめ、又は消費者に誤解を生じさせる文言の使用を避けることに注意しなければならない。

VI 特定の分野・方式の広告

広告法その他広告関連法令には、特定の分野に関する広告や、特定の方式による広告をより厳しく規制する特別な規定も定められており、例えば次のようなものがある。

(1) たばこ・酒類

たばこの広告は、広告法において基本的に禁止されている。近年問題となっていたのは、急速に普及する電子たばこの広告規制であったが、これについては、国家たばこ専売局の「電子たばこ管理弁法」が2022年5月1日に施行され、その第21条において、電子たばこも従来のたばこ広告に関する規定の適用対象となることが明確化された。

また、酒類の広告については、たばこほどの厳格な規制はないものの、広告法第23条により、広告内容において飲酒の動作を示すこと、緊張や不安の解消や体力増強の効能を明示・暗示することなどが禁止されている。

(2) 医薬関連分野、健康食品等

これらの広告については、広告法のほか、「医療広告管理弁法」、「薬品、医療機器、健康食品、特別医学用途配合食品広告審査管理暫定弁法」等の個別法令にも特別な規定が定められ、その機能や安全性を断言・保証する内容やイメージキャラクターの起用を禁止する一方、健康食品の広告には薬品との代替ができない旨の明確な表明を義務づけており、特に注意を要する。

また、これらの広告を行うためには、衛生部門や市場監督管理部門による審査を事前に受けなければならない、承認された広告内容を逸脱してはならない。

(3) インターネット広告

インターネットの普及に伴う特別法令として「インターネット広告管理暫定弁法」が2016年9月1日より施行された。同法には、広告法等から踏襲した一般的な規制以外に、例えば次のようなインターネット広告に特化した規制も定められている。

① インターネット広告は広告としての識別性を有しなければならない、有料の検索広告は、通常の検索結果と明確に区別されていなければならない(第7条)。

② ポップアップ等の形式で配信される広告は、それを閉じるためのボタンを明示的に設置するとともに、1回のクリックで閉じることができるようにしなければならない(第8条)。

なお、この暫定弁法の改正に向け、2021年11月に「インターネット広告管理弁法(公開意見募集稿)」が公布された。これにおいて、最新の技術発展に応じ、アルゴリズムやライブ配信を利用した広告に関する規定が追加されている。

Ⅶ おわりに

以上のように、中国において不当な広告宣伝は、広告法その他の法令に基づく処罰の対象とされ、医薬品や健康食品など一定分野の広告やインターネットによる広告については、特別な規制が行われている。中国の特色ある規制を定めるこれらの法令の下、外資系企業が自国の感覚で広告を企画し、あるいは自国の宣伝資料をそのまま中国で用いるような場合、思わぬリスクと遭遇することが懸念される。中国での事業展開においては、広告宣伝の観点からもコンプライアンスの確立・整備に注意を払うことが求められる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心 18 階

Tel: 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax: 86-10-5661-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・海口・重慶・
珠海・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・シンガポール・
ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリッド・ミラノ・ニューヨーク・シリコンバレー



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 2022 年 12 月中旬から 2023 年 1 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[法律]

【対外貿易法】
○「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国対外貿易法』の改正に関する決定」(2022 年 12 月 30 日公布・施行)
「対外貿易法」の一部改正。第 9 条の対外貿易経営者の届出登記についての規定が削除された。これにより、全ての企業・個人が商務部門においてこの手続きを経ずに輸出入を行うことが可能となった。但し、税関での“通関単位届出”は、従来通り必要とされている。 ■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。 http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202212/1fb87c771e914c30918cf750b69cbaa6.shtml

[政策]

【外資政策】
○「国務院弁公庁の『商務部・科学技術部の外商投資研究開発センターの更なる奨励に関する若干の措置』の転送・発布に関する通知」(国弁函 [2023] 7 号、2023 年 1 月 11 日発布・実施)
外商投資 (以下、「外資」とする) 研究開発センターの誘致拡大のための政策措置。中国政府の技術導入・国産化政策の一環と見られる。 ■この通知に記載される政策措置は、外資研究開発センターの科学技術革新支援、研究開発の利便性の向上、海外人材の導入の奨励、知的財産権保護のレベル向上の 4 分野、16 項目で、各措置について商務部と科学技術部を中心に国務院各部門と省級政府の分担を定めている。このうち科学技術革新支援の政策措置は、以下の通り。 ① サービスの最適化：外資研究開発センターの認定手続きの改善、“高新技術企業” (注) の認定申請における指導・サービスの強化など。(注) 政府指定のハイテク分野での知的財産権の所有、研究開発人員の比率、研究開発費の対売上比率などの条件に適合する企業で、政府の認定により税の減免や財政補助の優遇が適用される。 ② 基礎研究の奨励：外資研究開発センターの大型科学研究機器の使用と国家重大科学技術計画プロジェクトの科学技術報告書・データの使用の支持、地域内の重要な共通技術の研究開発を行う場合に、基礎的条件整備・設備購入・人材支援サービス・運営経費等の面における支援の提供など。

<p>③ 産学研の協同促進：外資研究開発センターと普通高等教育機関・科学研究機関・職業学校の協同による技術開発と知的財産保護の奨励、各地の科学技術成果の産業転化における起業プラットフォームへの参加支援、ポストドクターの研究業務場所の設立と研究人員の採用の支援など。</p> <p>④ オープンイノベーション・プラットフォーム型の研究開発センターの設立支援：用地・設備・インフラ施設等の保証による企業・教育機関・科学研究機関の技術・人材・資金等の資源を統合した協同イノベーションの実現、プラットフォームに登録する企業に対する簡便な住所登記方式の適用など。</p> <p>⑤ 金融支援の改善：金融機関による外資研究開発センターの技術開発と基礎・フロンティア研究への金融支援の奨励。</p> <p>⑥ 政府プロジェクトへの参加の奨励：外資研究開発センターの国家重大科学技術計画プロジェクトへの参加の奨励、国家・地方の科学技術専門家データベースへの登録による政府プロジェクトのコンサルティング・評価・管理への参加の促進など。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content_5737692.htm</p>
--

[規則]

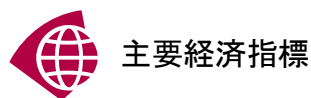
【輸入管理】	
<p>○ 『自動輸入許可管理貨物目録 (2023 年)』の公布に関する公告 (商務部公告 2022 年第 39 号、2022 年 12 月 10 日公布、2023 年 1 月 1 日施行)</p>	<p>2023 年の自動輸入許可管理貨物目録。自動輸入許可管理貨物とは、中国政府が輸入動向を監視する目的で“自動輸入許可証”(申請から 10 日以内に自動的に発給される)の事前取得を義務づけているもの。</p> <p>■対象品目は、肉類・食料品、農産物、タバコ、原油・石油精製品、化学品・化学肥料、半合成繊維、鉄鉱石・銅精鉱、鋼材、石炭及び各種機械・電気製品の合計 598 品目。 そのうち機械・電気製品は、前年と同じく、タバコ機械、移動通信製品、衛星・放送テレビ設備及び重要部品、自動車製品、航空機、船舶、工事機械、印刷機械、紡織機械、金属精錬・加工設備、金属加工工作機械、電気設備、医療機器の 13 種類で、品目数は前年の 435 品目とほぼ同じ 432 品目となっている。</p> <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202212/20221203376699.shtml</p>
<p>○ 『輸入許可証管理貨物目録 (2023 年)』の公布に関する公告 (商務部公告 2022 年第 41 号、2022 年 12 月 30 日発布、2023 年 1 月 1 日施行)</p>	<p>2023 年の輸入許可管理貨物目録。輸入許可管理貨物とは、輸入制限を目的として“輸入許可証”の事前取得を義務づけている貨物のこと。</p> <p>■対象品目は、前年と同じオゾン層破壊物質 (76 品目) と中古機械・電気製品 (化工設備、金属精錬設備、工事機械、クレーン・運輸設備、抄紙設備、電力・電気設備、食品加工・包装</p>

	<p>設備、農業機械、印刷機械、紡織機械、船舶、印刷機・複写機・ファクシミリ用ドラム、エックス線管の 13 種類 69 品目)。</p> <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zcblgg/202212/20221203376708.shtml</p>
【税】	
<p>○「増値税小規模納税者の増値税減免等政策を明確にすることに関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2023 年第 1 号、2023 年 1 月 9 日公布・施行)</p>	
	<p>増値税小規模納税者に対する増値税減免等の優遇措置。いずれも 2022 年以前に実施されていた措置で、一部内容が変更されて継続または復活したもの。実施期間は 2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで。</p> <p>■具体的な措置は、以下の通り。</p> <p>① 月販売額が 10 万元以下の小規模納税者に対し、増値税を免除する。(注) 2022 年 12 月 31 日までは月販売額 15 万元以下が免税とされていた。</p> <p>② 小規模納税者の 3%の徴税率が適用される課税販売収入について 1%の徴税率で増値税を徴収し、また 3%の徴税率が適用される予納増値税項目については 1%の徴税率で増値税を予納する。(注) 2022 年 12 月 31 日までは 3%の徴税率が適用される場合は免税とされていた。</p> <p>③ 生産型サービス業の納税者に対し、当期の控除可能仕入税額に 5%を加算して控除することを許可する。生産型サービス業の納税者とは、郵政サービス、電信サービス、現代サービス、生活サービスの販売額が全販売額の 50%を超える納税者をいう。(注) 2019 年 4 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までは 10%を加算して控除されていた。</p> <p>④ 生活型サービス業の納税者に対し、当期の控除可能仕入税額に 10%を加算して控除することを許可する。生活型サービス業の納税者とは、生活サービスの販売額が全販売額の 50%を超える納税者をいう。(注) 生活型サービス業とは、具体的には文化・体育サービス、教育・医療サービス、観光・娯楽サービス、飲食・宿泊サービス、住民日常サービスなどをいう。この加算控除は、2019 年 10 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで実施されていた。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5183530/content.html</p>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>



主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2021年				2022年											
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	18.3	12.7	9.8	8.4	(1-3月) 4.8			(4-6月) 0.4			(7-9月) 3.9			(10-12月) 2.9		
固定資産投資*	前年同期比%	25.6	12.6	7.3	4.9	-	12.2	9.3	6.8	6.2	6.1	5.7	5.8	5.9	5.8	5.3	5.1
第一次産業	前年同期比%	45.9	21.3	14.0	9.1	-	8.8	6.8	5.8	5.8	4.0	2.4	2.3	1.6	1.4	0.7	0.2
第二次産業	前年同期比%	27.8	16.3	12.2	11.3	-	19.6	16.1	12.6	11.0	10.9	10.4	10.4	11.0	10.8	10.1	10.3
第三次産業	前年同期比%	24.1	10.7	5.0	2.1	-	9.5	6.4	4.3	4.1	4.0	3.7	3.9	3.9	3.7	3.2	3.0
工業生産(付加価値ベース)**	前年同期比%	24.5	15.9	11.8	9.6	-	7.5	5.0	▲ 2.9	0.7	3.9	3.8	4.2	6.3	5.0	2.2	1.3
社会消費財小売総額***	前年同月比%	33.9	23.0	16.4	12.5	-	6.7	▲ 3.5	▲ 11.1	▲ 6.7	3.1	2.7	5.4	2.5	▲ 0.5	▲ 5.9	▲ 1.8
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.0	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	1.5	2.1	2.1	2.5	2.7	2.5	2.8	2.1	1.6	1.8
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	2.1	6.7	5.1	8.1	9.1	8.8	8.3	8.0	6.4	6.1	4.2	2.3	0.9	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 0.7
輸出***	億ドル	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	-	5,447.0	2,760.8	2,736.2	3,082.4	3,312.6	3,329.6	3,149.2	3,227.6	2,983.7	2,960.9	3,060.8
前年同月比%		49.0	38.6	33.0	29.9	-	16.3	14.7	3.9	16.9	17.9	18.0	7.1	5.7	▲ 0.3	▲ 8.7	▲ 9.9
輸入***	億ドル	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	-	4,287.5	2,287.0	2,225.0	2,294.4	2,333.2	2,317.0	2,355.3	2,380.1	2,132.2	2,262.5	2,280.7
前年同月比%		28.0	36.0	32.6	30.1	-	15.5	▲ 0.1	0.0	4.1	1.0	2.3	0.3	0.3	▲ 0.7	▲ 10.6	▲ 7.5
貿易収支***	億ドル	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	-	1,159.6	473.8	511.2	787.5	979.4	1,012.7	793.9	847.4	851.5	698.4	780.1
対内直接投資(実行ベース)(注)	億ドル	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	158.4	220.2	212.3	153.8	133.0	230.2	116.1	143.6	169.3	130.3	96.6	109.8
前年同月比%		43.8	33.9	25.2	20.2	17.6	74.8	13.0	8.5	6.1	18.8	18.7	10.2	9.3	2.2	▲ 36.4	▲ 32.6
外貨準備高	億ドル	31,700	32,140	32,006	32,502	32,216	32,138	31,880	31,197	31,278	30,713	31,041	30,549	30,290	30,524	31,175	31,277
都市部調査失業率	%	5.4	5.2	5.2	5.1	5.3	5.5	5.8	6.1	5.9	5.5	5.4	5.3	5.5	5.5	5.7	5.5
国内自動車販売台数	万台	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	253.1	173.7	223.4	118.1	186.2	250.2	242.0	238.3	261.0	250.5	232.8	255.6
前年同月比%		75.6	25.6	8.7	3.8	0.9	18.7	▲ 11.7	▲ 47.6	▲ 12.6	23.8	29.7	32.1	25.7	6.9	▲ 7.9	▲ 8.4
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	50.1	50.2	49.5	47.4	49.6	50.2	49.0	49.4	50.1	49.2	48.0	47.0
非製造業	-	-	-	-	-	51.1	51.6	48.4	41.9	47.8	54.7	53.8	52.6	50.6	48.7	46.7	41.6

* : 年初からの累計ベース。

** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

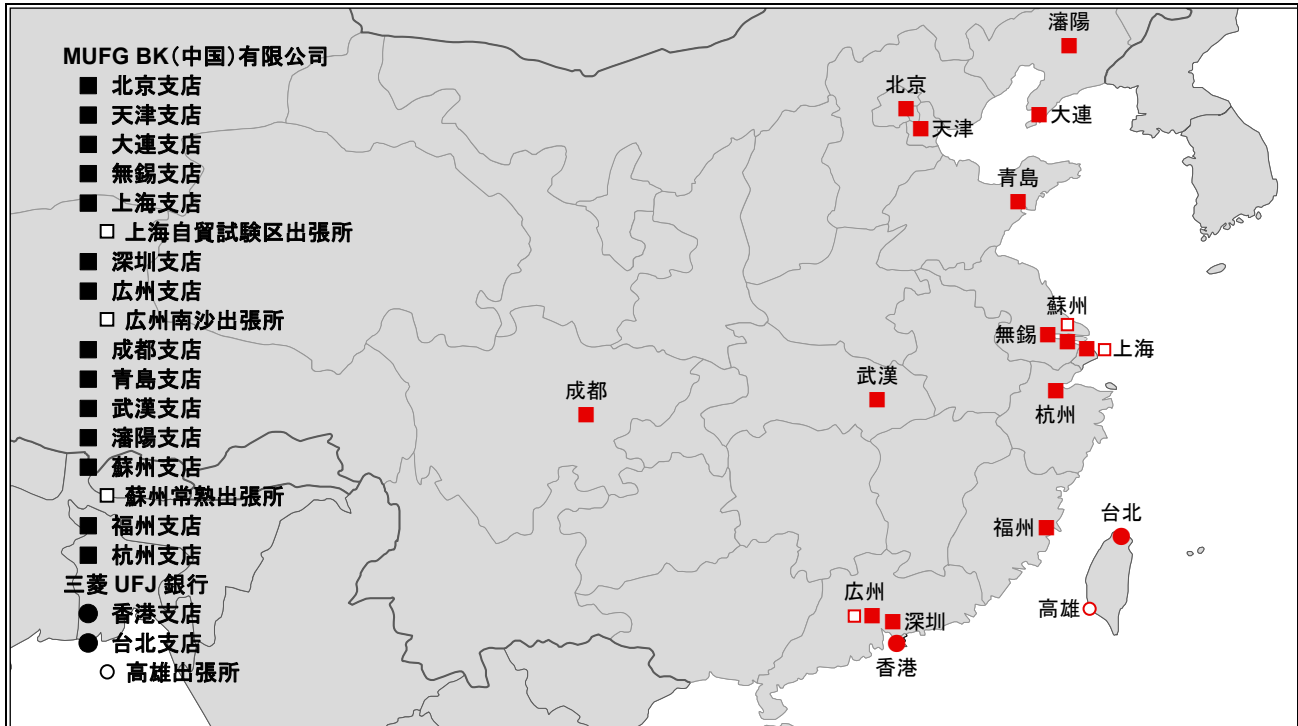
*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申賢大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2023 年 2 月 14 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。